

## 告 示

### 埼玉県告示第九百七十五号

平成二十八年埼玉県告示第六百七号（埼玉県税条例の規定による申告等の期限の延長）において別に告示で定めることとされている期日のうち、熊本県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が平成二十八年四月十四日から平成二十八年八月三十日までの間に到来するものについては、法人の県民税、県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割、法人の事業税、地方消費税並びに県たばこ税を除き、同年八月三十一日とする。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司